

金融経済教育推進機構が保有する法人文書の開示請求に対する  
開示決定等に係る審査基準規程

〔令和六年六月二十八日〕  
規程第三十三号

(目的)

第一条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「法」という。）の規定により金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）が法第九条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をするために必要とされる基準を定めることを目的とする。

(開示決定の原則)

第二条 開示請求（法第四条第一項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）があったときは、当該開示請求に係る法人文書（法第二条第二項に規定する法人文書をいう。以下同じ。）について、次条第一項各号及び第六条第一項の決定をする場合並びに法第十二条に基づく他の独立行政法人等に対する事案の移送及び法第十三条に基づく行政機関の長への事案の移送をする場合以外の場合は、法第九条第一項に基づく当該法人文書の全部を開示する旨の決定をするものとする。

(不開示情報が記録されている場合の決定)

第三条 開示請求に係る法人文書に法第五条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該次の各号に定める決定をするものとする。

一 不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合 法第九条第一項に基づく一部（当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分をいう。）について開示をする旨の決定（以下「部分開示決定」という。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 法第九条第二項に基づく開示をしない旨の決定（以下「不開示決定」という。）

2 開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されているか否かを判断するに当たっては、別添第一「法第五条に関する判断基準」に基づいて判断するものとする。

3 第一項第一号の部分開示決定を行うか否かを判断するに当たっては、別添第二「法第六条に関する判断基準」に基づいて判断するものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第四条 開示請求に係る文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、法第七条の規定により当該法人文書を開示することができるものとする。この場合において、当該法人文書を開示するか否かを判断するに当たっては、別添第三「法第七条に関する判断基準」に基づいて判断するものとする。

(法人文書の存否に関する情報)

第五条 開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるものとする。

(その他の不開示決定)

第六条 次の各号に掲げる場合は、開示請求に係る法人文書について不開示決定をするものとする。ただし、開示請求から開示決定等までの間に、法第四条第二項に基づく開示請求者に対する補正の求めその他の開示請求者の利便を考慮した適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 開示請求に係る法人文書を機構が保有していない場合
- 二 開示請求の対象が法人文書に該当しない場合
- 三 提出された開示請求書（法第四条第一項に規定する開示請求書をいう。）に形式上の不備がある場合
- 四 開示請求の対象が他の法令の規定により法の適用を受けないものである場合
- 五 金融経済教育推進機構法人文書の開示請求等手数料に関する規程（令和六年規程第三十二号）で定められた開示請求に係る手数料が納付されていない場合
- 六 開示請求が権利の濫用であると認められる場合

## 附 則

- 1 この規程は、令和六年七月一日から施行し、同日から適用する。